

宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会（圏域別会議） の開催について

県教育委員会と市町村教育委員会が教育に関する意見や情報の交換を行い、教育の現状や課題についての共通理解を深め、本県教育施策の一層の推進を図ることを目的として、下記のとおり教育懇話会を開催します。

記

1 主催

県教育委員会

2 会議概要

県内を3圏域に分け、県教育委員会と市町村教育委員会の相互に関連する教育施策等について、各圏域の実情等を踏まえた意見・情報の交換を行います。

※別途、全体会議の開催（本年11月）を予定しています。

※全体会議は平成20年度から、圏域別会議は平成21年度から開催しています。

(1) テーマ

- ・部活動の地域移行について
- ・第2期教育振興基本計画（改訂版）（素案）について

(2) 圏域構成

県南圏域：大河原教育事務所管内の市町村教育委員会（9市町）

県央圏域：仙台市教育委員会及び仙台教育事務所管内の市町村教育委員会（14市町村）

県北圏域：北部教育事務所、東部教育事務所及び気仙沼教育事務所管内の市町村教育委員会（12市町）

(3) 開催日時・場所

- イ 県南圏域：令和5年7月28日（金曜日） 午後2時から午後4時まで
県大河原合同庁舎 4階 大会議室（柴田郡大河原町字南129-1）
- ロ 県央圏域：令和5年7月31日（月曜日） 午後2時から午後4時まで
県庁2階講堂（仙台市青葉区本町三丁目8-1）
- ハ 県北圏域：令和5年8月3日（木曜日） 午後2時から午後4時まで
県大崎合同庁舎 大会議室（大崎市古川旭四丁目1-1）

3 出席者

- (1) 市町村教育委員会：各教育委員会の教育長及び教育長職務代理者
- (2) 県教育委員会：教育長、教育委員、副教育長、本庁担当課室長、各教育事務所長等

4 その他（取材等について）

- (1) 取材については、各開催日の前日までに教育庁総務課行政統計班（022-211-3613）まで、電話にてお申し込みください。
- (2) 当日は、各会場において、会議開始20分前から取材受付を行います。